

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○嶋崎委員長 それでは、日程1、陳情審査から入ります。

最初に、神田警察通り街路樹の関係について、送付5-13、20の2件を一括して審査に入ります。

本案件に関しましては、区ホームページに関する議論に及ぶ可能性があるため、本日も所管の小林企画総務委員長の了解を頂きまして、広報課長に出席を頂いております。この2件につきまして、執行機関から何か情報提供があれば下さい。

○須貝基盤整備計画担当課長 特に、こちらから状況報告をすることはございませんが、前回の当委員会におきまして、小枝委員から資料請求が3件ありましたのでご用意いたしました。

まず、参考資料1-1は、4月11日の状況が分かる資料でございます。個人に関わる内容や捜査等、刑事手続に関わる内容については、マスキングしております。

次に、参考資料1-2は、契約課所管の工事請負契約における設計変更ガイドラインです。

最後に、参考資料1-3は、警備委託業務における警備員単価の見積書です。

資料の説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。それでは、委員の皆さんからの質疑を受けます。

○小枝委員 資料要求しておりますので、質問いたします。

この陳情のほうでは、まず、ホームページの削除を求めるということで、この現場の状況がどうであったかという事実認識を行った上で、ホームページというものは掲載をしていくべきものというふうに思うんです。この4月11日未明の出来事で、1-1で、時系列の行政側がまとめたものが出てきておりますが、実際、このホームページに載ったのは4月12日ということになっているんですけども、報道の事実からすると、双方のけが人、事件というふうな形になっているわけですけども、当然、行政は、公平、中立な立場から区民のほうの聞き取りというのもすべきだと思うし、当然していると思うんですけども、この時系列の中で、事実確認というのは、いつ、どこで、どのように、誰がなされたのかというのを、まずご答弁ください。

○須貝基盤整備計画担当課長 これ、一番最後の6時50分散散して、その後、道路公園課等で事実の確認をいたしました。ただ、住民の方のほうの事実確認のほうは行っておりません。

○小枝委員 何時にどんなメンバーで、誰がそれを確認したんですか。事実を確認する作業をしっかりと何時ということ特定していただきたい。そして、どのメンバーでやったかを確認していただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 この後、ホームページに載せるに当たりましては、まず、政策経営部のほうから環境まちづくり部へ工事に伴う負傷事案として公表する旨の連絡がございまして、環境まちづくり部のほうで、現場における事実確認を行って、文案を作成したというところでございます。

○小枝委員 政経部のどの部署の方から事実報告をしてほしいという連絡がいつ頃あったんですか。

○林広報広聴課長 では、広報のほうで、4月11日朝に環境まちづくり部から報告を受けて、そして、4月12日、夕刻にホームページにアップするまでの広報が確認している

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

事実、流れを私のほうから説明させていただきます。

まず、4月11日朝、出勤しまして、本件についての報告を環境まちづくり部より受けました。その際、けが人が発生しているという報告を受け、この内容が、いわゆる危機管理指針の公表条件、公表案件に該当するというのを、政経部内、具体的には、危機管理の担当部長である行政管理担当部長に報告して、この件が公表案件であることを確認いたしました。その後、今、担当課長より連絡が、報告があったように、広報のほうから環境まちづくり部に、今回の件が工事に伴う負傷案件、傷を負うの負傷ですね、負傷案件として公表する内容であるということ、今、何時ぐらいにということのご質問いただいたんですが、午前だったと思います、午前中に、午前からお昼にかけて、これは該当しますよということ連絡いたしました。

その後は、もし違っていたら環境まちづくりのほうで訂正していただくと思うんですが、環境まちづくり部のほうで、現場における事実確認ですね、今のご質問、事実確認を行って、文面を作成いただきました。その後、環境まちづくり部のほうから政経部のほうに法規的な確認を行い、両部での確認を行った後、両部から副区長、区長、順番は分からないんですが、副区長、区長に報告をして、あとは、先日申し上げたものと一緒なんですが、4月12日夕刻、政経部長より文面が確定したということを広報課が受け、夕刻、アップしたという流れでございます。

以上です。

○岩田委員 関連。

○嶋崎委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 最初、僕、暴行事件というふうに伺っていたんです。それが、それ、傷を負ったって、その傷を負ったら、暴行なのか、傷害事件になるのかって、そういうのの判断がそんなすぐに出るのかなと思って、ちょっと不思議なんですけど、そこはどこで出たんですか。

○林広報広聴課長 広報のほうで、今回ののが、今回の件が公表案件なので、公表の義務があるという段階で伝えたのは、負傷事案として、少なくとも負傷事案は公表義務、区が発注した工事であり、公の公道、区道であり、かつ、負傷者が発生しているということで、該当しますよというのを報告したのが11日の午前中でございます。

○岩田委員 そこじゃないです、私が聞いているのは。例えば、あくまで例えばですよ、最初、殺人事件になったとしても、それが、最初、傷を負っていて、それがその方が結局亡くなったとあって、それが殺人に切り替わると。ある程度、時間があってから捜査が切り替わるんですよ。なのに、これ、最初、暴行と聞いていたのに、急に傷害って、これはお医者さんが、あ、これは傷だねというふうに確認して、傷害ということになったわけですね、何だ、負傷事案って。それはいつなんですか。それじゃないと、あまりにも早過ぎるんじゃないかなというんですよ、僕が考えているのは。最初、暴行と言われていたんですから、それがいつの間にか、負傷って。それを確認が取れたのはいつなんですかという話です。

○印出井環境まちづくり部長 11日、12日の段階では、まだ刑事手続、被害届等まで進んでおりませんので、妨害行為があった、暴力的な行為を伴う妨害行為がありましたよと。その中で、我々の部の情報収集として、警備員が負傷したと。それから、区の職員も

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

軽傷を負ったということがあったということは、11日の段階で、政経部と情報共有していたと。で、政経部のほう、あるいは、ホームページの掲載も傷害事件があったというような形での公表にはなっていません。ですので、先ほど、広報広聴課長が申し上げたとおり、負傷したということは事実だということ。それから、公道における工事、そういった中での発生事象であるということ踏まえて、危機管理の指針に基づいて対応していただいたというふうに認識しています。

○岩田委員 そうじゃないですよ。負傷事案だから、ホームページに載せたと言ったんですよ。なのに、最初は、いや、負傷と書いていませんって。いや、だったら、載せる必要ないじゃないですか。おかしいですよ。だから、それがちゃんとホームページに載せなきゃいけない負傷事案だというふうなことが分かった、はっきり確定したのはいつなんですかと言っているんですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 負傷事案というのは、結局、けがをしているので、事件とか、そういうことではなく、今、部長が申しましたとおり、負傷したのは事実で、それを確認したのは11日の午前中でございます。

○岩田委員 違う、違う、違う、違う。そうじゃない。そうじゃない。そうじゃない。すみません。もう何かほんと変なやり取りで、そうじゃないですって。ちゃんと聞いていてくださいよ。

○嶋崎委員長 俺も……

○岩田委員 はい。委員長、本当にお願ひします。

○嶋崎委員長 ちゃんと聞いているよね。

○岩田委員 最初、暴行ということだった。でも、ホームページに載せる負傷事案だったとおっしゃったんですよ。でも、負傷事案というふうに、けがを負ったって、ちゃんとそれ確定したのはいつなんだと言っているんですよ。

○嶋崎委員長 午前中なんだろう。（発言する者あり）

○岩田委員 ちょっとうるさい。静かにして。聞こえないから。

○嶋崎委員長 もう一回、答えてよ。午前中だって、ちゃんと。同じ話だけど、納得していないんだから。

担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 何回も申し上げていますが、4月11日の聞き取りの中で、負傷しているということを確認いたしました。

○嶋崎委員長 午前中なんでしょう、それが。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。そのとおりでございます。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 聞き取りだけで、あ、けがしていますよねって、それを認めただのだから。だから、そこを、例えば、医者とか、医療機関とか、そういうところで、あ、けがしていますねと、はっきり分かったのはいつなんですかと言っているんですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 警備員につきましては、そのまま救急車で運ばれまして、病院のほうから連絡を頂いております。

○岩田委員 そのときの病院から連絡を受けたときに、どのような連絡だったんですか。もう、これは、例えば、靱帯を損傷しているとか、傷を負って出血をしているとか、

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

どういう連絡だったのか。

○印出井環境まちづくり部長 ホームページの公表には、暴行事件とか傷害事件とか、そういったものは掲載しておりません。ただ、そのけがの重い、軽いはあっても、負傷事案が発生した蓋然性が高いと。その場合には、例えば、けがを負って、診断書を1週間後にもらうまで公表できないとか、そういうことは実際にはないというふうに思っています。けがを負っているという事実の蓋然性を、ある程度、我々のほうで確認したということを経済部に報告する中で、それは公共工事に伴う公開をすべき案件だよねという中で、公表したという経緯がございます。

○小枝委員 委員長。

○岩田委員 はい。委員長。

○嶋崎委員長 どっちだ。どっちで、どうする。

○岩田委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 一番最初、だから、もう何度も言いたくないんですけどね。負傷事案だから、ホームページに。ホームページ、負傷事案だから、ホームページに載せる事案ですよと言ったにもかかわらず、蓋然性が高いというだけで載っけちゃうんですかということですよ。蓋然性ですよ。分かりやすく言ったら、可能性ということですよ。それ、そうなのかな、どうなのかなって、載せちゃう。それは幾らでもできるじゃないですか、自分たちのさじかげんで。そうじゃなくて、どういうふうに、じゃあ、それが確定したのかというのを聞いているんですよ、蓋然性だけじゃなくて。

○小枝委員 関連してもいいですか。

○嶋崎委員長 まず、答えてもらいます。

担当課長。

○林広報広聴課長 岩田委員のご質問、ごもっともなことで、その趣旨で先ほど流れをご説明しました。広報からこれがそれに該当する、発表に該当するというところで、環境まちづくり部にお知らせしたのは、けがをしているので、発注工事の中でけがをしているので、これは該当しますよというところまで担当部にご連絡しました。そのとき、先ほど、私、時系列の中でご説明しましたが、その後、環境まちづくり部にて、現場における事実確認を行い、文面を作成と申し上げました。その部分を、ちょっと身内でフォローするのもなんなのですが、環境まちづくり部のほうから、現場の内容を確認して、文面を作成した。その事実関係をきちんと岩田委員のほうに説明さしあげれば、今のご質問の答えになるんじゃないでしょうか。担当部から、ちょっとよろしくお願いします。

○印出井環境まちづくり部長 ですので、現場の中で、職員が体当たりをされて、転倒して、けが、腰にけがを負っているというような状況、それ、後ほど診断書をもらうということはあるんですけども、その状況を見て、けがをしていると。少なくとも、その時点で、診断書がないと、けがをしていないのかというような判断ではなくて、負傷しているという判断をさせていただきました。警備員についても、状況からして、けがをしていると。後ほど、診断書を取って、報告を頂きましたけれども、その段階で、相当程度、けがをしているということについては、我々としては、蓋然性が高いと思いますと申し上げましたけれども、確度が高い情報として認識しておりましたので、それをお伝えして、指

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

針に沿って公表したということでございます。

○嶋崎委員長 指針があるんだね。指針がね。指針があるんだね。今、指針と言ったけどね。指針があつての話だからね。そこを踏まえて、質疑をしてください。

○岩田委員 その指針を教えてくださいというのが一つ。

あと、僕は、診断書が出てから、それが負傷事案だなというふうに認めろとは言っていないんですよ。蓋然性が高いだけで、最初言ったじゃないですか。蓋然性で話をしているんですよ。そうじゃなくて、例えば、医者なりなんなりが、あ、傷を負っていますねというふうに判断したのは、いつなんですかと聞いているんです。その2点。

○林広報広聴課長 はい。じゃあ、指針のほうで。

指針は、千代田区危機管理指針になります。公表する案件については、区の発注——失礼しました。間違いを言っははいけないんで、ちょっと読みますね。区の管理下、区の管理下中の事故。そのうちの区発注の工事現場での事故。それから、危機判断基準として、公園・道路施設での事故。これについては、この指針の中で公表、広報として、ホームページに危機の発生時から現在に至る状況までの区の対応などを時系列的に提供していくために活用するとあります。その目的としては、区民向けに、被害の拡大、二次被害への不安解消を図るということが記されております。具体的には、言い換えると、再発防止ですとか、一般の方も通行していますので、その通行上での注意ですとか、あとは、今回、工事に当たられた方や、地域の方の安全管理という面で、この事実を伝えておく必要があるということがこの危機管理指針の背景にございます。

前半の質問は以上です。

○印出井環境まちづくり部長 繰り返しになります。私が、ちょっと用語の定義がもしかしたら認識が違う。蓋然性が高いというのは、かなりの確度を持って、職員が体当たりをされて、転倒して、巻き込まれて、打撲をしたと。それで痛がっていると。じゃあ、急ぎ診断書をもらってというような一連の流れが、1日、2日、3日ぐらいであるんですけども、そういった中で、職員については、これは、明確に午前中の中で、一定のけがをしているだろうというふうに認識しましたし、警備員のほうについては、救急搬送されて、病院での手当てを受けているという状況について報告を受けました。それを踏まえて、これは、当然、けがをしているし、それをしっかり後で確認する意味でも、診断書を取ったと聞いてございます。そういう状況でしたので、我々のほうとしては、負傷者が発生している案件だということで、政策経営部のほうに報告したというところでございます。

○嶋崎委員長 同じことの繰り返しにならないように、今、大体、整理はしてくれたと思うんで、新たなところで、質疑をやるんだったらしてください。

○岩田委員 診断書の話は、僕はしていないんです。だから、医者が、医者が傷を負ったというふうに、それを認めた。それはいつなんですかということを言っているんです。そこを言ってくださいよ、ちゃんと。

○印出井環境まちづくり部長 我々のほうでお医者さんに聞くということはいえないと思います。まさに診断書をもって、そういうのを確認するというふうに思います。警備員についてもそうです。我々のほうから病院に行って、お医者さんにどうですかなんて聞くことは多分できないと思いますので、状況を把握しつつ、後ほどしっかり診断書等で確認をするような形で、必要な措置を取ったというところでございます。

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 やり取りを聞いていて、その客観性なり、どうしたら公平、公正な立場での判断をできるのか、してきたのかというところが、職員は身近にいるから分かるよねと。警備員は自ら雇ったから分かるよねと。だけれども、そこに地域住民の安全のためというのが危機管理の指針であるとするならば、地域住民の状況がどうだったのかとか、この時系列についても、区のほうだけでつくるのではなくて、相互の意見を突き合わせしながら流れを特定していかないと、再発防止にもならないし、客観的——広報というのは客観的で公平、公正なものでなければならぬって、これは、当然、規範としてあると思うんですけども、このやり方をしていると、何というんでしょう、報道、ここになぜかフジテレビのマスコミ到着、6時5分と書いてあるんだけど、フジテレビ以外のマスコミも来ていたのに、ほかのマスコミ到着は書かれていないし、ある報道だけを見て、自分たちの都合のいいように広報するということだって起きてしまうんじゃないかと、今のやり取りを聞くと、非常に申し訳ないけれども、まさにそういう状況になっているということだと思うんです。

職員というのは、行政というのは、もちろん職員を守り、そして、当然、住民を守り、納税者を守り、みんなの暮らしを守るためにいるわけですから、なぜ、警備員と職員の話しか聞けなかったのか。私が聞き及ぶところでは、やはり、ちょっと行政が怖いですから、出せませんけれども、非常に何か体にジュラルミンみたいなものを入れて、非常に重い装備でいらしたので、両側から圧迫されて、非常に、そういう意味では、もし、その診断書というのであれば、それを取っているけれども、怖くて訴えることもできないという人もいますと聞きます。どうあるべきかというところ、こういうことが二度とないことが一番いいんですけども、広報という観点からいうならば、客観、公正に聞き取りをし、当然、その事態を把握するための情報収集してから、これを行うというのが公共という役割じゃないのかな。今の答弁では、ほとんど自らが当事者になってしまっていて、感情的に客観性を欠いて、広報してしまったという状況というふうに断定せざるを得ないので、これは掲載を削除すべきだというふうに思いますけど、いかがでしょう。

○桜井委員 関連。

○嶋崎委員長 はい。桜井委員。

○桜井委員 今までの議論、質疑を聞いていまして、何か忘れていたものがあるんじゃないかというのが、正直な私の感想です。暴力はいけないんです。暴力は、どんな場面でもいけないんです。そして、今回、けがを負った職員、そして警備員の方たちに対して、申し訳ないという気持ちでどこかに忘れられちゃっているんじゃないですか。

○小枝委員 住民だって、けがをしているんですよ。（発言する者あり）

○桜井委員 いや、住民だって、そうですよ。だから、正しいことを……

○小枝委員 住民が……なっているんですよ。

○桜井委員 正しいことを、正しいことをここの場で正すということは、別に、それは僕は間違っているなんて言っていないよ。

○小枝委員 言っているじゃん。

○桜井委員 ただ、ただ、これは執行機関として、調べられるものとそうじゃないものと

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

というのはあるでしょう。職員であれば、自分たちの仕事の流れの中で、こういうときに、こういうことがあったんだということが分かっていますから、その日時、どういう現状なのかというのは分かると思いますよ。

ただ、もう一方の、けがをされたのかどうか、僕は分からないけども、そこは、例えば、警察だとか、そういうところで、きちっとした形のそういう事実関係というのが出てくる、確認ができるということなんじゃないですか。役所は警察じゃないですよ。裁判所でもないですよ。でしょ。（発言する者あり）

○嶋崎委員長 ちょっとすみません。すみません、傍聴の方、お静かに頂けませんでしょうか。あくまでも委員会重視で運営していますんで、もし、これ以上雑音が入れば、ご退出を頂くこととなりますんで、ご協力をお願いします。

続けてください。

○桜井委員 はい。先ほど、中立という言葉がありましたけども、当然のことで、このことは、正しい事実関係を確認しながら、執行機関が行ってきたと、掲載まで行ってきたというふうに私は思いますよ。先ほど広報広聴課長が、所管、様々な所管に確認をしながら、こういう手順・手続を経て区としての判断をし、掲載をしたんだということを、この間もそういうご答弁を頂いて、なるほどなというふうに私も思いました。そういう手続をしているという事実関係を、やはり、区として、しっかりとこの掲載をしたということについて、皆さんからのご答弁を頂いていますので、僕は安心したけども、ぜひ、そのところについては、手順・手続に沿った形で、しっかりと行っていただきたいということが、今後のまたこういう暴力だとか、けが人が出るとか、そういうことを抑止することにつながるので、そこはしっかりとやっていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○嶋崎委員長 まず、こっち、答えちゃって。

○印出井環境まちづくり部長 我々のほうとしては、現場の状況を様々な聞き取りを通じて、取りまとめて、法規的な確認も含めて、公表したというところでございます。住民の皆様方の状況については、確かにその現場の中でもみ合いになったというような状況があるんですけども、その後、そういった何か負傷されているというような状況は、少なくとも現場にいた職員の中では、残念ながら確認できなかったというところで、我々としては、状況をできるだけ詳細に把握して、それを報告したというところでございます。

今後、こういった工事に当たってトラブルがないということが、それが一番大事だとは思いますが、こういった件についての情報収集、並びに広報担当と連携した適正な広報にしっかり努めてまいりたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 さっきの小枝委員の掲載を削除してくださいという質疑があるけど、そこは、執行機関としてはどうなの。

○林広報広聴課長 今、委員長からのご指摘にお答えする前に……

○嶋崎委員長 俺じゃなくて。

○林広報広聴課長 関連ですが、当日の所管部から住民の方に関する情報が入っていれば、それをあえて載せないということは、広報上、あってはいけないことだという認識はもちろんです。当日報告がなかった状況ということ、事実はまずお伝えいたします。かつ、今回の件が、繰り返しになりますが、ああした場所での事案であり、また、指針に沿っているだけでなく、負傷者が発生し、かつ、書類送検をされているという事案であり、

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

当時としては、本来であれば、交通事故であったり、こういった負傷、負傷事件については、当日、もっと早く発表するべきものだったと思いますが、それでも、翌日夕方になってしまったというところは遅いぐらいだと思っております。

ただ、委員長のご質問にお答えしますが。

○嶋崎委員長 俺じゃねえって。（発言する者あり）

○林広報広聴課長 すみません。

○嶋崎委員長 小枝委員が言っている。

○林広報広聴課長 指針に沿っており、かつ、負傷者が発生しており、そういった状況である以上、今回の陳情をお受けすることはできません。申し訳ございません。

○嶋崎委員長 ちょっと違うんだけど、多分、小枝委員がおっしゃったのは、このホームページの掲載を削除してくださいと、最後、そういうご質疑だと思うんだけど、そのところを明快に答えてくれないと、私が言ったわけじゃなくて、私は整理しているわけで、そのところの執行機関の考え方を、広報課長が、恐らく、政経部、今日、お一人なんで、判断も含めて、最初のところの入り口は政経部から始まっているわけだから、その報告をもらった中での時系列を含めて、今の小枝委員の質疑に対してご答弁を下さい。

○林広報広聴課長 大変失礼いたしました。

では、小枝委員のご質問にお答えしますと、もう本当に繰り返しになりますが、本件が一般の方も通行する公道、公の場所での事案であり、指針に沿っており、かつ、負傷者が出ており、書類送検されているような案件である以上、ホームページを削除することは今の段階ではできません。

○嶋崎委員長 ということです、小枝委員。

まず、そこは、だから、一つ押さえておいていただきながら、関連なのか……

○岩田委員 関連で。

○嶋崎委員長 全く違う案件なのか。そこまでご答弁いただいちゃっているんだけど、それ以上のことがありますか。

○岩田委員 はい。関連でお願いします。

○嶋崎委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 区民の中にけが人はいない、もしくはけがを負った人はいないと認識しているという区のご答弁ですが、現在は、区の方、区民の方で、このときにけがをされた方はいますか、いませんか、現在。分かっているだけで。

○嶋崎委員長 申し訳ないんだけど、この陳情とは、若干……

○岩田委員 いや、これ、ここからあるんで、さっき……

○嶋崎委員長 いや、ここからって、大体、いつも違うから。（発言する者あり）

○岩田委員 そんなことないです。そんなことはないですから。

○嶋崎委員長 そちら辺は、ちゃんと自分で整理していただかないと。

○岩田委員 ここから行きますんで、お願いします。

○嶋崎委員長 それ、分かるの。（発言する者あり）

○岩田委員 当時の事件でということです。

○須貝基盤整備計画担当課長 その当日ですけども、妨害行為をされていた反対者にけが人が出ていたと、そういう認識はございません。

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○岩田委員 聞き取りはしましたか。

○須貝基盤整備計画担当課長 認識をしていないので、聞き取りもしてございません。

○岩田委員 少なくとも、私のところには、区民の側にもけが人がいると、そういうふうに聞いておりますので。もしも、こういうふうに、一方的に、区の職員なり、警備員なりがけがした、けがしたと言うんでしたら、ちゃんと聞き取りをして、両者、けが人が出たということ載せるべきではないかと思えますが。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど、私、ご答弁した内容と重なるのかなと思えます。当日の状況の中では、我々のほうとしても、救急搬送したときに、一緒に住民の方がけがしたら救急車にご乗車されるのかなというような意識でいたんですけども、そういった方、けがをしたというような申告もなかったというような報告を受けてございます。ただ、その後、この要望書の中で、要望書や陳情等の中で、けがをされたというような状況は、我々、まだ確認していませんけども、そういうご申し出があるということは認識しております。

そういったことも含めて、我々としては適正に対応すべき必要があるとは思いますが、いわゆる、我々の側は、このホームページにも掲載していましたように、工事に向けて、フェンスを設置する、あるいは、工事を準備するという公務、業務をしようとしたところに対して、抗議から発展して、暴力的な妨害行為があったというような状況ですので、なかなか、その相手方の状況まで確認できる余裕はなかったというようなことで、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 それで、もう、先ほど広報課長から——あ、いいですよ、どうぞ。林委員。

○林委員 陳情書の陳情審査ですので、立場から言うと、私も、1回、広報を打ったものを削除というのはあり得ないと思えます。この国の報道機関であろうとも、削除というよりも、おわびして訂正なり、事実と違ったらね。おわびして訂正しますと。これ、NHKでも、日本テレビさんでも同じようなことをやりますし、1回出たものはできないですし、言論の自由というのは、こんな削除しろとか云々というのは、できるのは議会ぐらいで、1回削除、言ったことを削除するというのは、その前提に立った上で、削除はできないんだろうなと前提に立った上で、確認だけしたいんですけども。

一つが、中身について云々じゃないんです。事実経過だけです。区の職員の方と警備員の方が転倒させられたと。職員の方というのは、これ、労災とかなんとかの手当等々の手続というのは、今の時点であるのか、ないのか。

○嶋崎委員長 職員ね。

担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 個人的なことになりますので、これをここで話ししているのか、ちょっと判断しかねます。

○嶋崎委員長 林委員。

○林委員 すごく大切なことだと思うんですね。職務として従事されていて、けがをされたと。さっき、云々ありましたけれども、けがした云々は別として、夜、出勤されて、夜中に。で、労災の手当もないような状況の職場というのは、俗に言う、ブラックと言われる話になってしまいますから、それを個人情報云々というのは、事実を知りたいわけですよ。で、労災の手続が取られることによって、なるほどねと。確かに負傷されたんだ

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

ねと、職員の方とは。警備員の方も、それぞれ救急車で行った後、どうのこうのというのは、契約に入っていないかもしれないですけども、そこ、あやふやになるから、あらぬ誤解を受けてしまうと思うんですよね。しっかりとお答えしていただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 公務災害の手続は、今、しているところでございます。

○林委員 手続されているんだから、転倒させられて、けがをされた。これ、事実関係の、あまりそこでこそそしないてくださいよ、やり取りの。大丈夫ですか。いいんですよね、その上で前提に立って、いいんだよね。手続しているんですよね。しているんですよね。人事課等々に回って。

で、もう一つが、やっぱり言葉が、前回の陳情審査でも言ったんだけど、ちょっと荒かったのかなというのがあるんですよ。タイトルが暴力行為についてというタイトルだった。ところが、まちづくり部長のほうは、暴力的行為と。私もそっちが筋だと思うと。行政というのは、やっぱり、ちょっと「などなど」とか「等々」という形で、緩やかな表現でいくのに、かなり断定的で言っているんで、あんまり行政文書らしくないというのが率直な感想だったんですよ。

本日配られた資料、参考資料1-1って、これ、読み上げていいのかな。大丈夫なのかな、該当部分だけ。大丈夫ですか。（発言する者あり）うん。

そうすると、1ページ目にある、まず、4時23分のところで、「異常事態と判断し」というワーディングがあるんですよ。ところが、反対派のほうには、「緊急事態として判断したので」とあるんですよ。この「異常事態」と「緊急事態」の言葉の違いというのは何なのか。お答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 言葉のとおりなんですけども、普通の状態ではなかった。異常の状態だったという判断して、ここは、これは、これからは緊急な事態ということで判断したと、そういうことでございます。（発言する者あり）

○林委員 いや、真面目に答えてもらいたいんですけど、行政文書なんですよ。ね。行政文書なんですよ。いいかげんに答えてもらったら困るんですけども、異常事態と判断したこの状況は、この事案は異常事態なんで、撮影を開始しますよというのが普通なんですよ、行政上は。異常事態と言っていたのに、緊急事態というのは、何らかの事案の変更があるはずなんですよ。皆さん、地方公務員の資格を受けられて、この言葉の大切さというのは、よくよくかみしめられていると思うんですけども、どうして、そんな適当な話になっちゃうんですか。不思議ですよ。それが職員に確認した事故記録で、どうしてこんなに当時の実際に判断した、異常事態と判断したというのは、誰も分からないわけですよね。どなたから聞いて、それで、異常がどうして緊急になったのかって、その説明ぐらいはしっかりできないと、やっぱり何か違うんじゃないかというあらぬ疑念を払拭していただかなくては困るわけなんですよ。

何度も言いますけど、区の文書が全て100%正しいというのはあり得ないですから、この世の中で。100点満点なんかないんだから。間違えることもあるし、その場合は、おわびして訂正しますとか、ここは違いましたとか。行政だから、僕らの政治の世界は、51点以上の、51%の人以上の人がいいねと思ったことをやろうよという判断ですけど、行政はもっと高い次元の51%じゃなくて、変な意味じゃないですよ、この後やる。高い100%に近づける努力を試みなくちゃいけないんですけど、100点満点ではなくても、

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

少なくとも、この行政文書で、言葉の使い方ぐらい丁寧にやってもらわないと、傷害事件になるかもしれない話の証拠にもなるわけでしょう。これ、異常事態と緊急事態のが、何でそんな適当な話になるのか、意味が分からないんで、もう一度、どういう位置づけなのか、お答えください。

○印出井環境まちづくり部長 状況の現場の判断、私も現場にいなかったところもあるんで、その辺は、現場の管理者としての須貝のほうでその状況を確認していると思います。ただ、これ、たしか手書きのメモをこういう形で起こしたという中で、その当時、言葉の精査というんですかね、その違いとか、あまり認識していなかったのかなというふうに思います。それについては、林委員おっしゃるとおりですので、こういった形で、公表に至るような文書については、改ざんとかあってはいけませんけれども、全体として、正確性、整合性を保つように努めたいと思います。おわびいたします。

○林委員 一つ一つです。やっぱり今のお話だと、区役所にも、条例とかを管轄する総務課に法規のほうがあるんですけど、そこは関わっていないで、あくまでも道路公園課のほうの任意の形でお話を書いたと。これが行政文書の記録になってしまったという受け止めですよ。

次が、次のページの最後、5時15分なんです。ここが、神田警察署に呼び出され、事情聴取って。ここも、また意味不明なんです。呼び出されというのは、出頭要請とか、何らかがなくちゃいけないし、事情聴取というのは、〇〇の容疑で事情聴取って、公権力の行使になるから、警察は。しっかりとした法律用語、司法用語が必要なんですけれども、これはどういう意味なんですかね。神田警察署に呼び出され、事情聴取というのは。

○印出井環境まちづくり部長 これについても、当時、私も現場の報告ですけれども、体当たり等を受けたというようなことについて、神田警察のほうに申し出て、それについて、お話を伺っていただいたというところでございます。その際の状況を事情聴取というような形で記録に残しておりますけれども、この時点では、具体的に刑事事件に関わる任意のものとか、そういう状況ではなくて、まさに当日の現場の状況、それを神田警察署さんのほうにお話をしたということでございます。林委員ご指摘の、委員のご指摘のとおり、何ですかね、捜査に対する事情聴取というような厳密な定義の意味で、ここでは使っているという趣旨ではなく、この辺りも、当日、現場のメモから起こしたときに、行政文書として仕立てるときに十分配慮が足りなかったんじゃないかなということで、これについても度々ですけれども、正確さを欠いたということで、おわびを申し上げたいと思います。

○林委員 そうすると、神田警察署は、職場、つまり、道路公園課のほうに連絡が来た。それとも、個人の方、被害を、けがされた方のところに来た。全然関係ない方、例えば、課長とかに事情聴取の要請があった等々の、ディテールの話が事故記録のところに行行政文書としては必要不可欠だと思うんですよ。

この詳細について誤解を招くような表現って、よく言うやつですよ、部長の話は。事実はどうなっているんですか、この神田警察と執行機関、あるいは、職員の被害、けがされた方等々の。

○須貝基盤整備計画担当課長 当日のこの時間帯に神田警察署のほうから、ちょっとお話を聞きたいということで、職員が呼ばれたということでございます。（発言する者あり）現場です。その後ではなくて、ここの現場の中でです。

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○林委員 そうすると、混乱が起きて、警察、職員が110番通報したのが4時34分頃と。ですよ。2枚目の2フレーズ目にある職員が110番通報と。通報した方に神田警察署にちょっと来てくださいますかという表現方法なんですか。それとも、けがされた方にちょっとお話を聞きたいと言ったんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 実際に妨害、暴力的妨害行為を受けた者です。

○林委員 そうすると、けがされた方がちょっと来て下さいよと、神田警察署に。まあ、外じゃなんですかと言われたのか。どうなんですかね、事実経過は。何を言わんとしているかという、この記録を基に、広報課長も、行政管理担当部長も事実確認をされたんですよ。違うの。違うんだったら、じゃあ、何の事実を基に確認されたんですか。これ、委員会の資料として出ちゃっているんで、このメモ、メモだったらメモで出すと思うんですけど、わざわざ令和5年4月11日に発生した神田警察通りⅡ期工事事故記録と銘打ってやられているんで、これは、じゃあ、メモ扱いになるのかな。何をもって事実を確認してやったのか。事実確認というのは、広報のほうは、その事実の確認を基にして、手続に入るわけですよ、当然のことながら。何をもって、この11日、先ほどご説明された4月11日の午前中に事実確認をして、行政管理担当部長等々が確認して、法規も確認してなったのかって。

この決裁過程というのが、これ、間違ってもしょうがない。でも、出したものはもうしょうがない、取り返しがつかないんですから、ネットの世界でも、事実関係で。間違ったら正しゃいいけど、削除は絶対できないですよ。もうやってしまったというのは。これは言論界に生きていれば当たり前のことなんで。ただ、その前提の事実確認がどこまでしっかりしていたんですかというところが大事な、この陳情に書いてあるこれまでの広報活動として適正かどうかについて、十分に審議を尽くした上で、削除を云々と書いてあると。削除するのは僕はできないと思っていますというような立場を先に言っていますんで、もし訂正しなくちゃいけない場合とかは、事実に基づいた形で書いてあれば、いいんですけども、かなり何かあやふやな形なんで、もう一度、事実確認をどのような形で庁内でされたのか、この文面でないとしたら、どの書面によって確認をしていったのか。あるいは、区長、副区長にレクするときには、どういう形で対応していったのか、お答えください。

○印出井環境まちづくり部長 資料要求に対して、今回、要は、現場で起きたことを、多分、当日の担当者の手書きのメモ等を起こしたやつを作成しましたので、これは、全体を通して、現場での出来事という形で時系列でまとめています。その後、午前中ですね、職員の負傷の状況ですとか、あるいは警備員の負傷の状況ですとか、そういう情報を集約して、広報広聴課と連携、報告をして、その後、掲載に至ったというところで、ここに書かれていることというのは、基本的には、現場でメモをしながらまとめたことなので、先ほど申し上げた用語の使い方等について、正確さを欠くものがあるかもしれませんが、現場で起こった事実をまとめたものというふうにご認識いただきつつ、それに対して、補足をして、負傷の状況を報告して、ホームページのほうの掲載に至ったというところで、ご理解を賜りたいと思います。

○林委員 補足で、じゃあ、このペーパーではなかったと事実確認を。普通に考えると、このメモ的なものであっても、5時15分頃、警察に呼び出され、事情聴取と書いてあると。職員の方は、普通は、こんなことを聞かれましたよと、警察に。こういうことを答え

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

ましたよって、共有したいはずなんですよね、職員の中でも。いや、そりゃそうだよねと。警察の方までそうなんだと。負傷の事実認定がかかったんだと。何人の方にぶつけられた、ぶつかったとかという事実を1個ずつ確認したのも入ると思うんですけども、それも書いていないとなってくると、何なんだろう、これは本当にメモ書き、委員会資料のは、こんなことがありましたよという程度のもので、事実確認というのは、広報課長がもっと詳細な警察とのやり取り等々を含めて、あ、なるほどねと。これは可及的速やかに負傷事件があるとして、サイトにアップしなくちゃいけないねという判断に至る過程なのか。何をもってなのかということをお答えしていただければ、もう、これ、陳情をお返しできると思うんですよ。十分に審査した上で削除はできないんですから。

○林広報広聴課長 広報は、担当部の作成した内容が事実であるという報告を受けて、事実と確認したということが実態です。じゃあ、これは本当なんですか。こういった事実確認はしたんですか。林委員がおっしゃるような調査はしていません。あくまで所管部が責任を持って作成した報告、広報への報告が正として掲載いたしました。

○林委員 だから、すごく大事なところになってくるのが、警察の事情聴取云々とか、要は、警察権のところと一緒に領域に入っていたかどうか、ここが暴力的な行為になるのか、暴力行為になるのか、大きな判断だと思うんですよ。タイトルが暴力行為になっているわけですよ、広報のほうで。これは所管課から上がってきたわけですよ。

何度も言いますが、僕は暴力的行為とって、事案が確定していないから、普通はそうなるんだろうけれども、その判断をした書面というのは、じゃあ、まちづくり部の道路公園課内でどういうふうに事実確認を共有して、区長、副区長にレクのメモをまとめたんですか。

○印出井環境まちづくり部長 現場での事実経緯については、こういった当日の手書きのメモを起こしたようなものの中で、確認をさせていただいたところです。それから、その後、刑事事件になるかどうかということについては、その時点では定かではなかったと。ただし、そういった暴力行為、暴力的な妨害行為があって、負傷をしたということについては、我々としては、現場にいた職員、あるいは倒された職員等の聞き取り、それから、周辺の事業者からの聞き取りを踏まえて、これは事実だろうということで掲載をしたところでございます。それらを踏まえて、掲載をしたとき、案文を作ったところで、その案文に基づいて、政経部のほうでご確認を頂き、掲載に当たっては、先ほど広報広聴課長からご答弁ありましたように、こういったものを掲載するよということで、区長、副区長にご報告をしたということでございます。

○林委員 5時15分に、繰り返しになりますけど、神田警察署に呼ばれたと。このタイミング的には、私もほんと記憶がほとんどないんですけど。というのは、自分の選挙の直前だったんで、16日から始まるときに、11日で、夜中に大変なことをされたんだろなと思っていますけども。要は、区の職員の方が被害届を警察に出した。これで事案になるわけですよ、警察としては。被害届を受けちゃったんですから。区としては、それを、だから、共有して、被害届を出そうという意味決定をされたんだったら、これは、もう暴力事案、暴力的事案とか、被害届ですから、なるわけですよ。ここの判断基準がいつだったんですかというのは、多分、聞きたかったことなんじゃないのかなと思うんですよ。痛かったんですよ、職員の方。夜中に出勤して、上司の命令で寒い中行って、職務をや

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

ろうとしたと。そしたら、けがされたと。労災まで受けていると。被害届を出すかどうかというの、やっぱり上司にも確認すると思うんですよね、職務中ですから。この被害届を出す、出さないというのは、区のホームページにアップするときの大事な、大事な事案だと思うんですね、ファクターとして。

○小枝委員 ちょっとすみません。ちょっと事実が違うという……

○林委員 僕もどこが違うのか分からないし、この文書に基づいての、正しいと思って、この文書が正しいと思って言っているんで、（発言する者あり）じゃあ、被害届だけ、判断だけ……

○嶋崎委員長 ちょっと先に、先にそこ、今の林委員の質疑に答えて。

○林委員 いつの時点で被害届を出すという判断を職場で確認したのか。

○嶋崎委員長 警察に対して。担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 被害届を出すのは、個人の判断でございます。（発言する者あり）あ、出したのは、4月17です。

○嶋崎委員長 17ね。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○嶋崎委員長 はい。それで……

○小枝委員 関連。ちょっと事実誤認があるので。

○嶋崎委員長 じゃあ、指摘をするんだったら、そこを指摘してください。

小枝委員。

○小枝委員 非常に人権に関わることなので、事実誤認については指摘したい。住民の方が、私は、いつ、何時か分かりません。けれども、男性の、住民の男性の方が警察を呼ばなきゃ駄目だと、警察を呼んだほうがいいと言って、それで、女性の住民が一生懸命、来てください、来てくださいと電話をしているのを見ているんです。だから、ここで来ている警察署は、以前もそうでしたけれども、こんな状態を少し落ち着けなさいという指導だったんじゃないかということと、住民の男性、直接の電話は女性の電話だけれども、来てくださいと言って、やっと警察が現場に来てくれて、まあまあまあというふうに入っていた。その姿と全然、一方の事実なんでしょうけれども、同じ現場で起きた事実としては、時間的には、4時38分、そして、5時15分で、ちょうどそのぐらいの時間なんですね。ですから、メモだから正確じゃないこともあるんでしょうけれども、一方だけで事実を固定すると、全く異なる、何というんですかね、思い込みで履歴がつくられてしまう。だから、5時15分かどうか分かりません、このぐらいの時間で、ここは、とにかく状況を収めなさいよというSOSを出したのは、住民の側、呼んだのは住民なんですよ。だから、そこに大きな違いがあって、それは、それをなされた当事者の方の聞き取りをしていただければ、ここがもっと正確に書き取れるはずなので、いやしくも区民の税金で成り立っている行政の在り方としては、しっかりと、そこはこういう履歴も公平、公正な客観的なものにならないと、全く違った方向に誘導されてしまうということを感じました。

そこは意見でいいです。

○嶋崎委員長 いや、それは、小枝委員、申し訳ないけど、ここで言っても、今、かみ合わない話になっちゃうから、ご意見として、それは言ってくださいよ。

○小枝委員 ただ、もし言うとしたら……

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○嶋崎委員長 じゃないと……

○小枝委員 この資料が正確じゃないんですよ、全く。だって……。 (発言する者あり)

○嶋崎委員長 そしたら、もう、そしたらさ、この審議にならないよ。

○林委員 議論にならないもん。

○嶋崎委員長 だって、参考資料として、執行機関から資料要求して、もらったわけですよ。もらって、ある程度、ご自分でも多分見ながらやって、今、今の今になって、これ、違いますよというふうな……

○小枝委員 だって、今、見ているんだから。

○嶋崎委員長 今見ているって。さっきからずっと見ているじゃん、だって。

○小枝委員 見ているけど、だから……

○嶋崎委員長 やり取りしているんだから。

ちょっと……

○林委員 その事実と……。

○はやお委員 ちょっと休憩したほうがいいんじゃないですか。

○嶋崎委員長 ちょっと休憩します。

午後3時50分休憩

午後3時58分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

この陳情に関して、まとめて広報課、そして環境まちづくり両課からご答弁を、まとめてご答弁を頂きたいと思います。

○印出井環境まちづくり部長 広報広聴課長とも協議をしまして、今後のこういった事案についての取組について整理したご答弁を、私のほうから申し上げたいと思います。

当日の状況については、非常に混乱した状況の中で、一方で迅速に情報を共有しなきゃいけないということで、ご指摘のように、その根拠となる文書等について、適切なものがしっかりまとめられていなかったというようなご指摘を全般的に頂いたのかなというふうに思っています。今後、こうした事故がないということが望ましいんですけども、こういった事故記録の公表や広報に当たりましては、その経緯について、しっかりと説明責任を果たせるような形での記録も併せて残していくと、そういった広報の在り方について、関係部と連携して、今後取り組んでまいりたいというふうに認識してございます。

○嶋崎委員長 はい。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 えっ。「はい」って、何。まだ続けるの。

意見として、何かありますか。今まとめていただいたんだけど。

○小枝委員 今の答弁を受けて。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 より迅速に正確にということで、記録の公表をしていくというご答弁だったと思います。広報課長のほうからも、先ほど、そういった事実について本当なんですかという確認まではしていませんというような答弁もあったんですが、こうした事柄について、先ほど申し上げたように、黒塗りのほうの経緯・経過というのは、まさしく職員側からメモ書きされたもので、全体把握としては、住民から見ると、履歴がちゃんと書かれていな

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

いという側面があります。現時点において、明らかになっているようなことからしても、住民側にもけが人がいるということも明らかになっている状況にあれば、この文面については、適切な方向で修正をしていくということは必要なのではないかとこのように思いますけれども、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○林広報広聴課長 今、小枝委員からございました住民の方の中にけがをされている方がいらっしゃる。これ、岩田委員からも先ほどございました。こういった皆さんへの記述が、当日、あ、翌日ですね、翌日のホームページに欠けていたとすれば、これは公平、公正とは言えないと思います。今後、林委員のほうから削除はできないだろうということでおっしゃられて、私も削除はできないという認識なんですけど、この訂正の部分については、今後、調査、所管部のほうからになるのか、調査で地域の方のけがをされ——地域の方でけがをされた方の情報が上がってくれば、これは訂正記事の、訂正記事に該当すると思いますので、検討したいと思います。

以上です。

○嶋崎委員長 いいですか。

ということで、まず、送付5-13に関しては、今日の議事録をもって、陳情者にお返しをしたいというふうに思いますけれども——あ、俺が言っちゃいけないのか。というふうに、私は今のやり取りを聞いて思うんですけども、ご意見があれば、取扱いについて、ご意見あれば言ってください。（「結構です」と呼ぶ者あり）

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。じゃあ、そのような形に、まず、させていただきます。

それから、続きまして、5-20。5-20に関して、何か執行機関のほうから情報提供はありますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 本陳情の趣旨の一つである工事の中断についてですが、契約変更ガイドラインの資料には、資料要求あったものですけども、その目的には、設計変更を伴う際の発注者及び請負者双方の留意点や設計変更を行う事例など、基本となる考え方を示し、必要な設計変更を適切に行い、契約内容の透明性の向上、公共工事の品質の確保を図ることということでございます。請負者の責によらないトラブルが生じたため、工事を一時中止した場合というのは、設計変更の——あ、陳情にそう書いてあるんですけども、その場合は、設計変更の対象となる具体例の一つとして挙げられているものにすぎません。この具体例は、設計変更ガイドラインに具体性を持たせるため、挙げられているものであり、具体例の記載に近い状況が生じたとしても、区が工事を一時中止する義務を負うものとは認識しておりません。さらに、適法、適正な手続を経て、予算、契約が議決され、区として執行すべき業務が、暴力的な妨害行為であることをもって、当初予期できなかったやむを得ない状況として、設計変更を余儀なくされるとすれば、道路整備にかかわらず、区政運営全般に大きな影響を及ぼすものと認識しているところでございまして、工事の中止をする必要はないと認識してございます。

それから、本陳情のもう一つの趣旨である対話の場についてでございますが、工事の着手後、これまでもお話ししておりますが、神田警察通りの街路樹を守る会からイチョウを伐採しないという、それを求める要望や区議会の陳情があったことから、道路整備の在り

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

方について検討を重ねてきた神田警察通り沿道整備推進協議会との意見交換会の場を設けるなど、この間、一時工事を見合わせました。しかしながら、双方の一致点を見いだすことができなかったということは、これまでもご報告をしてきたとおりでございます。

反対をされる方の主張は、一貫して、既存の街路樹を残して整備することであり、それは変わっていないものと認識してございます。一方、沿道整備協議会の皆さんや神田公園地区連合会など、計画どおり整備してほしいという多くの要望は変わっておりません。また、区としても、計画どおり進めることについて、考えに変更はなく、これ以上の協議は困難でございます。

また、反対をされる方は、4月11日の現場のように、暴力的な妨害行為など、限度を超えた行為をしたり、訴訟において、議会における契約の議決が無効と主張されたり、また、守る会の関係者と思われるSNSアカウントが、一般職員の個人名の実名をさらした、侮辱的なツイートを拡散することもありました。これらを踏まえると、区としても、対話できる場を設けることは困難であると思料しています。

よって、工事の中断と対話の場を求める本陳情の趣旨に沿うことはできないものと、認識してございます。

○嶋崎委員長 まあ、これまでも、この類似した陳情というのは、何本も私もお預かりをし、前委員会でも、企画総務委員会でも、皆さんに審議をしていただきました。で、遡ることですけれども、時の正副委員長で、双方の推進派と、それから、それをちょっと待ってくれという方たちとの会話も、したこともございます。それも、全部、皆さんにも当時の委員の皆さんにも、きちっと情報を提供し、共有をし、そして陳情も丁寧にお返しをしているという事実もある中で、今、執行機関のほうからの考え方が出ましたから、ここは、それを踏まえた形でやり取りをしていただければありがたいと。元に戻らないような形を取っていただきたいというふうに思います。

どうぞ。はやお委員。

○はやお委員 まあ、もう、戻るつもりはないですけれども、私も企画総務委員長をやっていて、そのときだったか、林さんがやっているとき、まあ、Ⅰ期工事自体が、イチョウをキープするというⅠ期工事になっていたと。この辺というのが、明治通りだとか、また水道橋のほうの通りだとか、かなりやっぱり、こう、内部の話もずっと積み上がってきた。ただ、この位置づけだけ確認したいと。それは何かというと、Ⅰ期工事はイチョウを一応補完したということで、でも、今後の流れについて、これが桜になったのかどうなのかちょっと分からないんですけども、何かⅡ期工事から変わったと。

で、ここのところの位置づけですね。だけは確認しておきたい。私も、そのところのⅠ期工事のときには、イチョウを、結果的には、あのときは石川さんが折れたのかどうなのか、ちょっとよく覚えていないんですけども、普通に考えると、そのⅠ期工事——これ、戻すつもりはないですよ。そういうところから成ったこの考えの、Ⅰ期工事はイチョウを残しながら——あれ、イチョウだよ。イチョウを残しながらⅡ期工事になったという、それが変わっているというところのその行政のスタンスというか、位置づけをお答えいただきたいと。

○須貝基盤整備計画担当課長 当初、そのⅠ期工事も、イチョウから更新して……

○はやお委員 そうだったよ。

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。道路の形態を変える計画だったんですけども、陳情等ございまして、あと、内部のほうで、内部というか行政のほうも、その陳情を踏まえまして、警察、交通管理者等々とも協議をいたしまして、そのⅠ期区間に限っては、街区の特性ですとか道路に接する敷地、それから建物の利用状況、そういうものから駐車帯と植樹帯を設置しない、と。そういうことでイチョウを残す道路ができたということでございます。

○印出井環境まちづくり部長 委員長、若干補足させてください。

○嶋崎委員長 はい、どうぞ。

○印出井環境まちづくり部長 環境まちづくり部長です。若干補足させていただきますと、今、課長からご答弁申し上げましたとおり、Ⅰ期工事の区間については、Ⅱ期以降と道路沿道の状況が違うということとともに、私、一番大事だと思うのは、議会が、やはり総意で、Ⅰ期工事は陳情を受けて残そうよというような形で、議会のほうとしても、一定程度ですね、合意があったというふうに理解をしております。

それに対して、Ⅱ期については、まさに両委員長が企画総務——両委員って、すみません、林委員とかはやお委員が委員長だった頃だったと思いますけれども、予算審査の中でも、街路樹を更新すること等を含めてご説明いただき、陳情にあっても様々なご意見があるんだけど計画どおり進めるというような形で、まあ反対意見はありましたけれども、まとめられたと認識しておりますので、そのところが大きく違っているというふうに認識しております。

○はやお委員 最後。

それなりにいろいろな手続の中で決まったこと、Ⅱ期工事になったんだろうとは思いますが、これ以上、私のほうも言わないんですけども、普通、考えたときに、Ⅰ期工事からⅡ期工事となったら、その継続性とか景観性とかといったら、普通はそのまま残すだろうと思うのも、区民の、ある、残してもらいたいという気持ちについては、私はある程度理解ができるんですね。で、そのこのところについてこういうふうに変えるのであれば、今の話からすると、Ⅰ期工事については特別だったんですよということなんです。で、Ⅱ期工事は、じゃあそういうことであるならば、十分な説明がもう少し必要であったということと、私は、いろいろあるのが、いや、すごくその樹木、街路樹のことも大切だろうけれども、いろいろ新聞を見て、お年寄りの方が樹木を守っている姿を見たときに——賛成、反対じゃないですよ。痛いんですよ、本当に。そのところを、やはりもう少し丁寧にやって、そしてまた告発するとか、そういうことのない形で、どうにかやっぱり行司役としての行政が対応してもらいたいというのが、すごい強い思いなんです。

でも、やっぱり、それぞれの着地をどうやってやっていくのかといったときに、今、判断——執行権というのは大きいですから、そのこのところでやるにしても、覚悟を持ってやっているんでしょうけれども、ただ、やはり区民があつての行政ですから、そしてまた、区民代表である我々議会としても丁寧にやっていきたいということもありますので、どうかね、やっぱりもう少し寄り添う形というのは十分考えていただいて、でも、私もちょっと2年ほどこちらへ出ていませんでしたから、その中で決まったことについてはとやかく言うつもりはないんですけども、でも、ただ、その辺のところはもう少し丁寧に、この辺のところをどういうふうに考えているのかお答えいただきたいと。

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○印出井環境まちづくり部長 まさに、その2年ほどの中で、Ⅰ期工事とⅡ期工事の周辺環境の違い。で、Ⅰ期工事におけるイチョウは、震災復興ということで、そういった歴史的価値もある。Ⅱ期工事以降については、戦災以降、昭和30年代以降というような状況の違い。それから、沿道の敷地の状況。それと、やはり駅に近づくにつれて商業的な要素が強くなっていくということも含めて、警察協議の中で、当初思い描いていた以上のパーキングメーターの削減ができない。それから、最も重要な要素としては、バリアフリー法に基づく特定道路であるということも含めて、技術的にもできない。

それから、まあ、ちょっとすみません、2年間の間の説明になりますけれども、やはり落葉する広葉樹に対する様々な思いがあります。で、おっしゃるとおり、木を守ろうというような方々のその思いをむげにするわけではないんですけども、一方で、高齢者や障害者の方においても、できるだけ歩道空間を広げてほしいとか、あるいは落葉広葉樹、イチョウを中心とする落葉広葉樹は困るよというような意見も、それからベビーカーとか、様々な中で、区長の言葉を借りれば、そういったことを総合する中での苦渋の決断という形で進めてきたところでございます。

担当職員をはじめ、守る会の方々から連絡があったときにはこれまでお話を聞いていた経緯があるんですが、今般のことがあった中で、ちょっとなかなか、関係性の構築ということも含めて、おっしゃるとおりかなというふうに思います。我々としても、そういったことをできるだけ解消するような形で努めてまいりたいというふうに認識をしております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○小枝委員 この間また、ちょっと議事録なども読んでみて、まあ、遡ることはいたしません。ただ、確認できていることというのは、一つは、この、今日、今回陳情にある工事中止のガイドライン。工事中止のガイドラインの中に、うん、これは条文上、一時中止できるんじゃないかと、一時中止しなければならないという記述になっていて、工事請負者の責によらないこうした状況については、工事を一時中止しなければならないというつくりになっている。法律ではないから違法ではないんだけど、それは、住民合意というのは非常に苦手な千代田区が起こし得る、まあ、全国でも起きるんでしょうけれども、そういった場合のための決め事なので、誰だからやる、誰だからやらないということがあってはならないということが1点と。

それと、議決に関しても、当時、Ⅰ期工事というのがイチョウを残してというのは、みんな誰もがそう思っていたけれども、Ⅱ期工事のところまでが、ガイドライン上残すエリアに入っているという認識は、誰もが持っていなかったというのが、かなりずっと続いていて、最後に大串さん、当時の委員さんがそれを指摘したから、あ、このガイドラインは残すということになっていたのかということになって、それを慌てて書き換えたというのも、後手後手でありましたね。

また、令和2年の段階で、そのときいた委員のほうから、残した幾つかの複数案も作って提示してくださいよという、ビジュアルな絵を描いて出してくださいよといって。そのときの部長は、分かりましたと。やはり、いろんなメリット、デメリットを引き出す議論をしてもらいたいので、それは出しますよと言って、で、ちょっと出されなかったんですよ、その資料については。

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

という事実経過があって、全部まとめて言うと、住民側が分からないのは当たり前。議員にさえ分かるような状況に、実はなかった。それで、後手後手にいろんなことが分かってくる。そして、今、総務省出身で、今は学者で弁護士の、非常に総務省でもお偉かった方が、こういうふうな場合においては全国でも議決が無効であるよというような事例があるというような意見書も出されているというようなことも、やはり、地方分権から20年、いろいろ状況が成熟してきている部分もあるので、千代田区だけが取り残されてはいけないということもあるので、ぜひ、その点を、うん、この場においても情報共有していただきながら、やはりリスクマネジメントしなくちゃいけないと思うんですね。

いろいろなこの都市化の中で、苦しい中で皆さんお仕事していると思うんですけども、私たちがよりよく行ったほうが良いと思うし、だから工事を進めてもらいたい、もともとガイドラインで更新しましょうと決めていたⅤ期、Ⅳ期のところからやってもらいたいということを申し上げて、基本的には工事を推進のことをずっとお願いしているんですけども、まるで意地を張るかのように、そうじゃないところからやろうとするところも、この状況になっている。

つまり、どうやって、より最初、不幸な事態、本当に高い税金を払ってこのまちに住んでいる区民が、より苦しい思いをしなくて、未来に相続税ではじき飛ばされないで、ここにいられるか、コミュニティをつくれるかって、非常に重要なケースで、部長がむかついて、頭にくるのもよく分かります。けれども、お互いに苦しい。お互いに苦しいところを、いや、情報をどうかシェアして打開策に結びつくには、もう一つ情報共有が必要なんじゃないかなと。

そして、何度も言いますがけれども、ガイドライン上は10年前から、ずっとここ近年まで、Ⅰ、Ⅱ期までは保存だった。ほとんど議決の直前に変えたんですね。だから、そういう状況もあるので、協力し合って、Ⅳ、Ⅴ期のほうから工事しようよという、推進しようよという声に、どうか向かっていただけないものかということをお願いしたいと思います。○嶋崎委員長 あのさ、申し訳ないんだけど、ご意見はご意見としては承りますけれども、この陳情書に基づいてやり取りをしていただかないと、あくまでもこの陳情書は工事中断と対話の場を求める陳情ということなんで、今のだと、全く違うところから工事を進めてよというふうなやり取りになっちゃうんで、そこはあくまでも……

○小枝委員 委員長。

○嶋崎委員長 小枝委員のご意見としては承りますというところしか、答弁ができないでしょ。だよ。

○印出井環境まちづくり部長 本件については、さきの定例会でも同趣旨のご質問を受けたかと思えます。Ⅳ期、Ⅴ期、駅に近いほうの工事を進めることについては、我々としても検討をしていく必要があるだろう。ただし、Ⅱ期についても並行して取り組んでまいりたいというふうに思います。

で、先ほど小枝委員が、付け加えてちょっとご答弁すると、工事中止のガイドラインというふうなご指摘がありましたけども、設計変更のガイドラインでございます。設計変更を前提とする中で、当然、設計変更をする必要があるとすれば、工事を一時中止するよねということの事例の中で、こういった地域とのトラブルというのが事例として書かれているということでございますが、ここだけは私のほうからちょっと指摘をさせていただきた

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

いと思います。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 私もどうか歩み寄りを一生懸命探しているわけなんですけども、昨日も町会長さんの会議のほうで、もうマンション住民が85%という中で、町会長、町会といったって15%というところで全てを決めるのは困難だという悲痛なこともおっしゃっていました。私たちも行政も、みんなそのことはよく分かっています。そういう中でこの間やってきたことなんだと思いますけれども、そこの中で起きているあつれきを、合意形成から外された人たちがまちを守りたいという思いを、もう少しどうか優しく受け止めるものがないだろうか。委員長がこの陳情に沿ってというふうにおっしゃったので、この陳情に沿って申し上げるのであれば、先ほど申し上げた意見書ですね、議決に関する、議決を無効とするという考え方もこういうケースにおいてはあり得るよというふうな意見書がございますので、それをぜひ共有していただく中で、この陳情については、もう少し調査、判断をしていただきたいというのが、私の意見の趣旨です。

○嶋崎委員長 はい。それはご意見として頂いて。

はい、どうぞ。はい。

○印出井環境まちづくり部長 小枝委員が意見書とおっしゃるのは、住民訴訟に提出された大学教授の方の意見書なのかなというふうに認識しております。それは、原告のほうから、被告に対して反論しているというような形での資料かなというふうに思います。もしそういったものは共有するんだとすれば、我々としてもそれに対する反論という形で準備をさせていただく必要があると思いますし、訴訟の進行上の中でどういうタイミングで情報共有するのかということについては、当委員会でのご指示を仰ぎながら進めてまいりたいというふうに思いますが、我々のほうでは訴訟に関連する資料として受理しているという状況でございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○嶋崎委員長 それはそうだよ。委員会としては、それは小枝委員の思いは分かるけれども、委員会集約としてそれをまとめるというのは、それはかなり困難な仕事になるんじゃないの。ましてや、もう、それはその当時、いろんな意見があったけれども、民主主義の手続きはきちっと取ったんですよ。それで、数としては賛成多数で、これは議案として通っている話ですから、それは今度、区民との信頼関係で言えば、それは議会、委員会が何をやってるんだという話には、当然、推進の人たちからはなるわけで、それは双方に話をきちっと、我々はバランスを取ってやらなきゃいけないわけだから、片方の100、ゼロではなくて、どこかで折り合える、折り合わなきゃいけないということはあるかもしれないけれども、100、ゼロで、止める、進めろという、そういう話では私はないと。

私もずっと、この期間の間、当該の委員会の委員にいましたから、と思いますけれども、この扱いを含めて、もう時間も時間なんで、扱いを含めて小枝委員はそういうご意見を言われましたけど、ほかにご意見がありますか。

○岩田委員 先ほどの区のご説明で、検討を重ねてきた、意見交換会なども行ったというけども、胸襟を開いた話合いというの、結局は、工事推進派の町会長が、何か一方的に怒鳴って席を外してしまったみたいなような話も聞きました。

で、今、イチョウの葉っぱの話も聞きました。滑るというね。落ちた、落葉で落ちるとい話も聞きましたけども、その代わりに、何だ、植えようと言っている桜だって、花び

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

らがたくさん集まればそれで滑るわけで、毛虫も多いし、いろいろあるわけですよ。さらに、設置をしようと言っているパーキングメーターの話もありますけども、車の量からいっても、それは必要ないんじゃないかというふうにも思うわけです。で、バリアフリーも、Ⅰ期工事でやれたんだから、同じようにやれるんじゃないかと思うんですけども、それでも一応やるということなんですよ。

ただ、お互いに、街路樹を切る、切らないという話になったときにも、このままだと工事は止まったままじゃないですか。だったら、また、こう、4月11日のことのような、そんなことが起きないとも限らないわけですよ。だったら、その工事自体は、どちらも反対していないんだから、まあ、対話の場を求めるぐらいはしてもいいんじゃないかと思うんですけども、そこはどうでしょう。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど課長のほうからご答弁をさせていただきました。工事、設計の変更ということに向けた対話の場ということについては、これまで数次にわたり、推進整備協議会の中での両者の意見交換、それから区民同士の。

で、先ほど区民同士の中で、町会長が怒鳴ってというご発言をされましたけども、その背景も含めて、どういう状況があったのかということをしっかり説明しないと、我々としては、それは非常に一方的な話で、参加してくれた町会長さんたちに対して、非常に心外な話だなというふうに思っています。ボランティアで推進協議会に参加をしていただき、そして、直接、対話の場にも出ていただいたというところでございます。

確かに町会長さんたちというのは選挙で選ばれているわけじゃないので、民主的正当性という形では課題があるかなと思いますけれども、特に、私、これ、繰り返し申し上げていますが、神田公園地域の町会長さん、ほかの地域の町会長がそうじゃないとは言いませんけれども、やはり神田古町のそうした矜持を持って、まちの様々なことについての興味、関心、知識あるいは経験があるのかなというふうに思っています。そういう人たちの声を参考に聞きながら、予算、契約、陳情審査というまさに民主的正当性を持つ議会への皆さんのご議論、ご議決を経て進めてきたところでございます。

繰り返し申し上げますけれども、先ほどご答弁申し上げましたとおり、今回、こういう刑事事件という状況があって、我々としても、今後、さらなる工事の遅延とかがあった場合の法的措置というところも検討しなきゃいけない状況にあるのかなというふうには一方で思いつつ、おっしゃるとおり、課題が解決されて円満に実施できるということも、全く否定するものではございませんので、その辺の努力ということについても意識しつつ、今後適切に進めてまいりたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 取扱いについて、すみません、ご意見を下さい。

○林委員 ちょっと資料……。この資料1-3について……

○嶋崎委員長 はい、どうぞ。林委員。

○林委員 せっかくなんで、参考資料1-3の説明をちょっとお願いしたいんです。これ、総額幾らになっているのかと、今後、街路樹の、イチヨウの木を切りに行くときに、同じような対応が必要だとするんだったら、同じ金額が必要になるんですよ。ちょっと、何回に分けるか分からないんですけども。（発言する者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまのご質問は、その4月11日が幾らかかったかと、そういうご質問ということですのでよろしいでしょうか。

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○嶋崎委員長 違うよ。今後だろ。（発言する者あり）今後でしょ。

○林委員 今後も、4月11日も、幾らかかって、今後も同じ金額、こういう警備会社に必要なことに支出するのかどうか。

○嶋崎委員長 単価表が出ているから、これで間違いないですかと。今、物価高騰だから、値段が変わっているかもしれないでしょ。はい。

○須貝基盤整備計画担当課長 これは業者からの見積りですので、これをそのまま契約書として契約してございます。

で、今後ですけども、今の状況が続くということであれば、また同じような形を検討していかなければいけないと考えてございます。

○林委員 そうすると、この資料1-3は、4月4日の日に見積書が出てきたと。実施日が、まあ指定のとおりという形だから、区のほうがオーダーで4月11日に行きますよとって契約を結びと。こんな関係でよろしいんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 4月11日だけということではなくて、契約といたしましては、令和6年3月31日までということに契約してございます。

○林委員 いやいや。

○嶋崎委員長 林委員。

○林委員 この金額で年度内は、要は「貴所指定の通り」だから、千代田区役所が何月何日に行きますよといったらこの金額でやるようなものだとすると、じゃあ総額幾らなんですとか、あと何回できるんですとか、発生するわけですよ。要は、指定日を決めて、依頼するわけですよ。この時差の範囲ですとか、どういう形になっているのか、説明していただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 単価で契約でしてございますので、それを、そのときに指示して、それを積み上げるという形になっております。で、ちょっとこれについては、まだ精算はしていないということがございます。

それから、あと何回できるかというところは、まだそれも今後の作業計画に関わることでございますので、お答えすることはできません。

○林委員 いや、そうじゃなくて。

委員長。

○嶋崎委員長 林委員。

○林委員 要は、「指定の通り」と書いてあるから。3行目ね、現場、神田警察通りの道路工事等に係る保安業務、実施場所、千代田区神田錦町 神田警察通り、実施日、貴所指定の通りというから、役所のほうで指定日を、この随契で4月4日にやったことによって、年度内は指定日だけ言えば、この金額で保安業務ができるようなスキームになっているんですか。それとも、随時、随契をやって、その都度、金額発生になるんですかと。その場合は、委員長おっしゃったように、人件費が高騰しているから、もっと金額が高くななくちゃいけないから、当然、いろんな予算措置等々も必要になってくるんでしょうけども、どういうスキームでやっているんですかというのを資料で出されたんだから、それぐらい説明してくださいよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほども申しましたとおり、これは、この警備会社が出した見積書で、契約書についている単価表というのは、また別にございます。で、その単価

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

に合わせて、あと、こちらで指示をしたところに関して支払いをしていくということでございます。（発言する者あり）

○林委員 意味が分かんない。

○嶋崎委員長 あのさ。あのね、見積り、分かる、言っていること。大丈夫。整理してくれる。はい。

じゃあ、お願いします。部長。

○印出井環境まちづくり部長 失礼しました。林委員おっしゃったとおり、確かに課長が言うとおりに、この見積りの単価表と契約の単価表が同じ額であっても、物としては違うので、そういう意味でご答弁申し上げたんですけど、単価契約をしておりますので、指定の日に何人配置しろとすれば、この内訳に掛け算を掛けたものが、基本的にはコストとしてかかってくると。で、そういうスキームで、当面臨むと。ただ、すみません、今後の計画については、ちょっと、今、はっきり決まっているわけじゃないので、ご説明できないというところでございます。

○林委員 単純に、この4月4日で年度内は大丈夫なの。

○嶋崎委員長 林委員。

○林委員 はい。繰り返しになります。この4月4日の随意契約か何か分かんないですけども、この契約によって、年度内というのはこの単価で、指定日を言えば、だって、それが単価表で書いてくるわけでしょ。（発言する者あり）「指定の通り」と言って。

7月26日にやりたいですと言ったって、前日だったら無理だというのは当たり前なわけで、そうすると、区のほうで概算でどれぐらいとかというのは、何回を、年度内でスキームとして確保されているのか、単発でやっているのか、それを確認しているんですけど。

○須貝基盤整備計画担当課長 資料請求がその単価の出し方ということだったので、見積書をこちらお出ししているんですけど、実際には契約書がございまして、その契約書はこの見積りに沿った単価で契約してございます。

ですから、その単価がいつまで有効かということであれば、この契約の期間の令和6年3月31日まで有効ということでございます。

○嶋崎委員長 その金額でいけるよという話。

○林委員 回数、だから、ずっと聞いている。

○嶋崎委員長 何回。

○林委員 うん。そこに何回……

○嶋崎委員長 何回、何回予定しているんだと。（発言する者あり）

担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 契約の……すみません。約1,000万で契約をしております。ちょっと、詳細の今細かいところは、今、ちょっとないんですけども、1,000万で契約しているその範囲の中で、この人数をどういうふうに分けるかということ、その作業によって、変わってくると。

○嶋崎委員長 おおよそ、おおよそ何回行くの。

○須貝基盤整備計画担当課長 ですから、それも何人を割り当てるかによって変わってくるということでございます。

○はやお委員 1,000万だけは決まっていると。それでこの単価がもう決まっている。

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

だから、あとは、いつ、どこで、回数は大体……

○嶋崎委員長 それは分からないんですね。（発言する者あり）はい。
ほかに。

○岩田委員 関連。

○嶋崎委員長 はい。岩田委員。

あのさ、もう取扱いにしてほしいんだよね。やり取りはさんざんやっているんだから。

○岩田委員 はい、ごめんなさい。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 はい。すみません。確認ですけど、この、今、先ほど言っていた見積りがいつまで有効かというのを、もう一回言ってもらえますか。（発言する者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 委員長、基盤整備計画担当課長。

○嶋崎委員長 はい。よく聞いていてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 この見積りは、ここに書いてあるとおり、発行日より90日間有効というのはこのとおりなんですけども、その後、契約をしておりますので、契約上は令和6年3月31日までということでございます。

○岩田委員 はい。ありがとうございます。（発言する者あり）

いえいえ。（発言する者あり）で、資格者と一般があるじゃないですか。資格者のこの資格の名前を教えていただけますか。

○嶋崎委員長 えっ。

○岩田委員 資格者の、資格の名前です。

○はやお委員 どういう資格があって、どういうふうになっているかと。

○岩田委員 そうです。

○須貝基盤整備計画担当課長 警備員指導教育責任者資格。まあ、それ相当のものでございます。

○岩田委員 はい。

○嶋崎委員長 あのさ、申し訳ないんだけど、陳情に沿ってお願いしますよ。どんどんどんどん違うほうへ行っちゃうから。大丈夫。

○岩田委員 はい。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 僕もそれを調べました。いろんな、こういう警備会社で、（発言する者あり）この資格を持っている方、大体、月で数千円から数万円ぐらいのアップなんですけど、この方たち、すごいらっているんですけど、これって、普通に正当な金額なんですか。あまりにも高いと思うんですけど、これ、どうなんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 委員長、基盤整備計画担当課長。

○嶋崎委員長 ちょっと、ちょっと。陳情とどういう関係があるの。

○岩田委員 そういうのを雇って、区のお金を出しているということで、どうなんだというのを聞きたいんですよ。

○嶋崎委員長 いや、だから、陳情とはどういう関係があるの。整合性があるの。

○岩田委員 だから、区の支出ですから。

○嶋崎委員長 いやいや、支出は分かるよ。（発言する者多数あり）だから、今の陳情審

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

査には、俺はそぐわないと思う、委員長としては。申し訳ないけれども。

○岩田委員 そうですね、はい。じゃあ、課題だけ指摘させてください。

○嶋崎委員長 指摘をしてください、じゃあ。はい。

岩田委員。

○岩田委員 先ほども言いましたように、これは各警備会社でいろいろ差はあるものの、月々数千円から数万円のアップというふうに聞いています。この資格自体も、講習会を受けて取れるようなもので、相当な資格とはとても思えない。それにこれだけの金額を払うというのは異常だと思うんですよね。なので、一応、指摘をしておきます。

○嶋崎委員長 はい。ご指摘を受けました。

で、取扱いはいかがいたしましょうか。先ほど小枝委員からは継続のご意見がありました。ほかにございますか。

○はやお委員 もう終わったの。

○嶋崎委員長 終わりました、終わりました。（発言する者あり）質疑はいいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。取扱いに移ります。

桜井委員。

○桜井委員 取扱いということです。この陳情の一番最後の3行のところになるんだろうと思います。「イチョウの伐採を伴う工事を中断することを区に求めると共に、住民同士および住民と区が対話し、共に安全で快適な道路整備を検討する場を設置」していただきたいという、そういうことでございます。

今までも、この計画が、住民同士、また住民の方と、それと区と、様々な場面で協議する場面というのを随分つくってまいりました。何度もつくってまいりました。で、結果、お互いが折り合える点が見つければということ、そういった期待ももちろんございましたし、そうなってほしいというふうにも思いはございました。しかし、残念ながら、現状としては平行線をたどっているというようなところもあります。

ただ、今後、これはまだⅡ期工事でございます、まだこれから、Ⅴ期工事まででしたっけ、があるわけでございまして、これについても、今後の中では、いろいろと協議もまたすると、していただくとというようなことも、執行機関のほうから、今日じゃありませんけど、ご答弁を頂いています。そこのところを再度確認させていただくとともに、それと、中断をしてほしいというご意見についても、分からないわけではありませんけども、これは逆に推進していただきたいという強い思いも、今までのご意見の中からも出てきています。それを思うと、安全で、しっかりとしたこの事業を前に進めていただくということが、私は必要なんだろうと、そのように思っております。

ということで、今回のこの陳情については、残念ながらこれは受け入れられないなということが私の意見でありますけども、執行機関に、今後もその話合いについては持つていくんだということについては、最後に確認をさせていただきたいと思います。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどの小枝委員のご質問と重なるところがあると思うんですけれども、神田警察通り全体を通じた今後のまちづくり、Ⅳ期、Ⅴ期方面への道路整備については、これまでもまちづくりラインのほうでも、ご答弁申し上げたとおり、警察通り沿道推進協議会の在り方等も含めて、今、桜井委員がご指摘があったことも念頭に置

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

いて、見直しを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 はい。（発言する者あり）えっ。それ以上。（発言する者あり）はい。

小枝委員。

○小枝委員 先ほども言いましたけども、本当に工事を推進したいということはどういうことなのかということなんです。この神田警察通りを、工事を推進したい、その気持ちは一緒、桜井委員も私も、みんな一緒だと思うんですね。で、それをどうやって推進するかというところで、力で押し潰していくやり方ではなくて、共通するところから一緒にやっていくというやり方になっていくための知恵を、これまでも何度か出してきたと思います。なので、この陳情をしっかりと議論する中で、工事を推進するそのやり方をやはり考え出していかなければ、やっぱり、何ていうか、大人の振る舞いとして、もう一つ知恵を出していかなければならないと思うので、ぜひ継続でお願いをしたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。

岩佐委員。

○岩佐委員 この陳情に関しては、中止と中断と——中止か。中止と対話を求める陳情ということで、Ⅰ期、Ⅱ期のご説明も頂きました。私としてはこの工事はバリアフリーを確保するための大事な工事だと思っていて、今。もし、この対話を続けるとするならば、この執行方法について、もっとしっかり話をする余地はあるだろうと。ただ、その工事の内容そのものを聞く、変えるような段階ではない。そういう意味では、その対話そのものが、今のこの時期ではもう、ないだろうというふうに理解をしています。

ただ、道路もこれから続きますし、執行のやり方、方法に関しては、少しでも余地があることは、丁寧に引き続きお願いし、また、いろいろなご意見を様々受けることだと思いますけれども、そういったご意見を行政として聞くということ自体は、もちろん閉ざさないでいただきたいと思います。そこは確認させていただきたいです。

ただ、その、もう一つ、住民同士の対話ということに関しては、やはりちょっと先ほど岩田委員のほうからも出ました、どちらかの一方が怒鳴っているだけだろうとか、今既にそんなことが挙げられてしまうような状況、つまり対話があるということは、信頼関係がなければ対話ができないという中で、やはり、少し書類送検のこと、あるいは、先ほどの印象からみても、少し住民同士で対話ができる環境にはないんじゃないかと思います。行政としては引き続き意見を聞かなければいけないと思いますけれども、この陳情そのものに関しては、私は対話と中止はこれ以上は難しいんじゃないかという先ほどのご説明にそのまま同意して、私はこの陳情を受け入れられないという意見を表明します。

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございました。

岩田委員。

○岩田委員 先ほども申しますけども、この工事には誰も反対しておりません。ただ、一部、ずっと平行線の部分というのがあるのは、確かにそのとおりだと思います。で、住民同士の信頼関係の回復のためにも、ぜひともこの話合いをと思いますので、どこでそういう折り合いがつけるのかなというのを考えるためにも、継続でお願いしたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。どうしましょう。ご意見が割れているんですけども。

休憩します。

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

午後4時48分休憩

午後5時01分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開いたします。

先ほどの神田警察通りのことに関しましては、ちょっとお時間を頂きまして、できる限り皆さんが合意ができるような、今、案文を作っておりますので、お時間を頂きたいと存じます。

で、時間を有効に活用したいので、そこを一旦お預かりをさせていただきながら、次に「外神田一丁目南部地区のまちづくりについて」に移らせていただきたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

午後6時41分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

それでは、ちょっと戻らせていただきまして神田警察通りの街路樹関係なんですけど、先ほど、できれば丁寧にお返しをしたほうがいだろうというご意見がありました。委員会として統一的なまとめの案文を今お示しをさせていただき、皆さんのところにお配りをいたしました。よろしいということであれば、私が読み上げさせていただいて、これをもって議事録をつけてお返しをするという形にしたいと思っておりますけれども、読み上げさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。いろいろと皆様からはご意見を頂きました。取扱いについては、いろいろとその取扱いについてもご意見は頂きましたけども、丁寧に、お返しをするのであれば丁寧にお返しをしたほうがいだろうということで、取りまとめの案文を読ませていただきます。

本件は、前回の陳情審査のなかで執行機関から情報提供があったとおり、損害賠償請求訴訟が区へ提訴され、本年3月22日に損害賠償請求訴訟の第一審判決において、原告の請求は棄却されている状況にあるが、住民訴訟2件も含めて、訴訟継続中である。このように訴訟に発展している案件でもあるが、議会としてもその推移を見守りながら、地域の理解が得られる道路整備に向けて適宜執行機関から報告を受けていくものとするということで、本件の陳情審査としては終了し、継続的にこの道路整備事業の件についてはしっかりと委員会にもご報告を頂きながら、一日も早く合意形成がなされるようにしていきたいというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この案文を、「（案）」を取りまして、正規なものとし、併せて議事録もおつけし、陳情者にお返しをしたいというふうに思います。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、神田警察通りの案件に関しては、これで終了いたします。